

チェコ日本商工会規約

2009年2月27日 制定

2017年4月11日 修正

第一章 総 則

第1条 (根拠)

本規約はチェコ日本商工会定款第9条第2項第2号に基づき定める。

第2条 (目的)

本会は、本会設立趣意書並びに定款に定める活動目的に従いつつ、チェコ共和国において経済事業を営む日系法人の共同社会を基盤とし、会員の円滑なる活動を促進するための諸活動を行い、併せ日本国とチェコ共和国（以下チェコと略記）両国間の経済関係および友好関係促進に貢献することとする。

第3条 (事業内容)

本会は、その目的を達成するために、定款で定める事業の他、次に掲げる事業を行う。

- 1) 経済活動上の諸問題に関する情報を調査・収集し、会員に提供する。
- 2) 経済活動上の諸案件を検討し、解決に寄与する。
- 3) 経済活動上の諸案件に関する講演会および講習会を開催する。
- 4) チェコ国内の公的機関・企業・各種団体との相互交流を通じて、日本経済および文化の紹介に努める。
- 5) 会員名簿を作成し、配布する。
- 6) 会員相互の親睦を図る。
- 7) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第二章 会 員

第4条 (会員、および名誉会員の主たる資格要件)

1. 原則として、チェコ国内に、工場、営業所または事務所を有する経済事業を営む日本の法人。
2. 前項に掲げるもののほか、本会の趣旨に賛同するもので、会員資格を与えるのに十分な理由がある場合。
3. 本会は、在チェコ日本大使館と JETRO、チェコインベスト（チェコ投資庁）を、名誉会員とする。

第5条 (加入)

会員になることを希望するものは、細則に定める手続きに従い加入の申し込みを行い、役員会がその諾否を決定する。

第三章 役 員

第6条 (役員)

本会は、会長1名及び副会長5名以上からなる役員会を置く。
また、役員の外に監事1名を置く。

第7条 (役員・会長及び代表の選任)

役員・会長及び代表の選任は、会員総会において、過半数以上の会員の拍手による賛同により、選任される。

第8条 (役員の職務)

役員は定款に定める事項の他、次に掲げる職務を行なう。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員ときはその職務を行う。
3. 本会に、会長の推薦により、役員会の承認を経て、会員代表者の中から顧問及び幹事を置くことができる。顧問は役員会に対し本会の運営について適切な助言を行う。また、幹事は本会の運営に係る特定の分野について適切な処理を行う。
4. 監事は、本会の業務および経理を監査し、その結果を会員総会に報告する。

第9条 (役員任期)

1. 役員任期は1年とする。ただし、最長4年までその再任を妨げない。
2. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
3. 任期途中で役員が欠員となった場合は、原則として速やかに候補者を選出し、総会にて承認を得る。ただし、その任期は当該期の残りの期間とする。

第10条 (役員会)

役員会の運営については定款に定める他、次に掲げるとおりとする。

1. 会長が必要であると認めるとき、または二分の一以上の役員から要求があったときは、会長は時期と場所を定めて役員会を招集しなければならない。
2. 監事は役員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。但し、表決権は有しない。
3. 事務局長、事務局員、顧問及び幹事は、会長の求めに応じて役員会に出席をして意見を述べることができる。但し、表決権は有しない。
4. 役員、監事、事務局長、事務局員、顧問及び幹事となったものは、守秘義務契約を締結しなければならない。

第11条 (役員会の決議事項)

役員会は定款で定める事項の他、次に掲げる事項の決議をする。

1. 事務局および職員に関する事項
2. その他本会の業務遂行に必要な事項

第12条 (議長)

会員総会の議長は会長をもってあてる。

第13条 (例会)

会員の情報交換および親睦を目的として、例会は、原則として年8回(1月、2月、3月、5月、6月、9月、10月、11月)開催する。

第五章 事務局

第14条 (事務局)

本会に事務局を置く。

第15条 (事務局長および職員)

1. 事務局に事務局長1名のほか、必要な事務員を置く。
2. 事務局長は、会長の命を受け、会務を統轄し、本会の運営を円滑に行う。事務局長及び事務局の会務は細則に定めるところによる。
3. 事務員は、事務局長の指揮を受け、会務を処理する。
4. 事務局長は、会長が役員会の同意を得て任免する。

第六章 管 理

第16条 (定款その他書類の備置および閲覧)

1. 会長は、定款、規約および会員総会の議事録を本会の事務局に備えておかなければならない。
2. 会長は、会員が前項の書類の閲覧をもとめたときは、正当な理由なくして、これを拒んではならない。

第17条 (決算関係書類の提出、備置および閲覧)

1. 会長は、毎事業年度、通常会員総会が開催される1週間前までに前年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
(1) 事業報告書、(2) 収支決算書、(3) 財産目録
2. 監事は、前項の規定により、書類の送付をうけたときは、通常会員総会が開かれる日の前日までに、意見書を会長に提出しなければならない。
3. 会長は、前項の監事の意見書を添えて、第1項の書類を通常会員総会に提出し、その承諾を求めなければならない。
4. 会長は、会員が第1項の書類及び商工会運営に係わる書類で役員会が認めたものの閲覧を求めたときは、正当な理由なくして、これを拒んではならない。

第七章 会 計

第18条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第19条 (収入)

本会の経費は、会費、寄付をもってあてる。

第20条 (会費)

会費については細則に定める。

第八章 解散および精算

第21条 (清算人)

本会は、会員総会の決議により解散する場合は、清算人は、会員総会において選任する。

第九章 雑 則

第22条 (委任)

本規約の改訂と、本規約の施行に必要な細則は、役員会に諮り会長がこれを定める。

第23条 (定款の優先)

登記所に登記したチェコ文の定款が法的正文となり、全てにおいて定款が優先する。

チェコ日本商工会 行動規範

2009年2月27日 制定

2017年4月11日 修正

本会会員は、定款に定める会員義務を遵守しつつ、次に掲げる事項を本会の行動規範とする。

1. 本会は、日本国・チェコ共和国の両国の関係において、お互いの国民と文化を尊重し、

両国の経済の発展に貢献する。

2. 本会は、定款、規約、法令、国際的な各種規制等を遵守し、国際社会の一員として、公明正大な責任ある行動を取る。
3. 本会は、一人一人の個性と人権を尊重し、いかなる差別をしない。また、ハラスメントをしない、許さない。
4. 本会は、知り得た情報やデータを適切に管理し、グローバルに理解を得られる活動を通じて、社会に対して活動の透明度を高める。
5. 国際社会における一員として積極的な社会貢献活動を行い、地球環境へ配慮し、持続的な保全に努める。

チェコ日本商工会 細則 1 (新規加入・退会)

2009年2月27日 制定

(新規入会手続)

1. 新規加入を希望するものは、本会事務局宛に、書面にて入会申請を行うこととする。書面の様式は別添のとおりとする。
2. 新規加入希望者は、入会申請と共に、下記の書類を提出する。
 - 1) 法人の場合は、チェコにおける会社登記の写し。
 - 2) 本会会員の最低2社からの紹介状

3. 新規加入の諾否については、別途本会より連絡をする。加入拒否の場合についての理由は述べない。
4. 新規加入の会員資格は、本会定款に定めるとおり本会の会員名簿に記載された時点で有効となるが、その名簿記載の前提条件として指定された会費の納入を必要とする。

(退会手続)

1. 退会を希望するものは、本会会長宛に、書面にて行うものとする。書面の形式は問わない。

チェコ日本商工会 細則 2 (事務局)

2009年2月27日 制定

2017年4月11日 改正

1. (雇用)
事務局長と事務員の雇用については、個別に締結する業務委託契約により定める。
2. (事務局の主たる職務)
会長及び役員の下、次に掲げる職務を主に履行する。
 - 1) 本会の活動全般に係る個別計画案の作成・実行。
 - 2) 経済活動上の諸案件の情報収集、会員へのその情報提供並びにその解決に向けた政府・経済団体等との折衝。
 - 3) チェコ国内の公的機関・企業・各種団体関係者との相互交流を行い、日本経済及びチェコ経済の発展に寄与する。

- 4) 会員総会、例会及び分科会の準備全般と運営に関する業務
- 5) 講演会・講習会の準備全般と運営に関する業務
- 6) 会員名簿の作成と管理更新
- 7) 定款、規約、議事録、決算関係書類等の必要書類の作成・整備・保管・閲覧に関する業務
- 8) 会員およびその他の関係機関等への連絡業務
- 9) 本会の広報活動及び本会のホームページの作成と運営に関する業務
- 10) 入会・退会会員に関する業務
- 11) 会員等への調査・アンケートに関する業務
- 12) 庶務
- 13) 会計に関する業務
- 14) その他本会に関する業務
- 15) その他適切な事務局運営の為の業務

チェコ日本商工会 細則 3 (会費)

2009年2月27日 制定

2017年4月11日 修正

1. 会費は、特別な事情を除き、毎年2月末日までに支払う。年の途中での入会については、入会承認から3週間以内を支払い期限とする。
2. 会費は年間 25,000Kc とする。ただし、年度途中での入会の場合は、入会承認された月を含め、残期間が6ヶ月超の場合は1年分全額、6ヶ月以下の場合はその半額の金額とする。
3. 一度納入した会費は、原則返納しないものとする。
4. 本会は、必要がある場合、会員総会の承認をもって、臨時会費を徴収することができる。
5. 総会又は例会開催時に1会員から2名を超える出席者があった場合は、その超過人数に応じて1名当たり 1,000Kc を徴収する。ただし、代表者交替で新旧代表者二名が出席をした場合（新旧代表者以外の超過人数は支払い対象となる）、及び講演者はその限りでない。